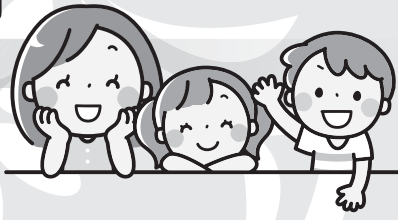


令和2年度 学童クラブ入所案内

令和2年4月から学童クラブに入所を希望される方の申込受付を行います。

受付期間 令和2年2月17日(月)～3月2日(月)まで

提出書類 入所申込書のほか、父母の就労証明書などが必要です。
※入所申込書等は、役場住民課、各支所地域振興課または下記入所説明会でお受け取りください。町ホームページにも掲載しています。



★各学童クラブの入所概要説明会を、以下のとおり開催します。

学童クラブ名	日時	場所(各学童保育実施教室)
かわべ西学童クラブ	2月12日(水) 19:00から	川辺西小学校グラウンド東側、プレハブ教室
なかつ学童クラブ	2月13日(木) 19:00から	旧船着中学校コンピューター教室
みやま学童クラブ	2月14日(金) 19:00から	山村開発センター 1F

※説明会に参加ご希望の方は、事前に住民課へご連絡ください。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505

施工管理者等のための足場点検実務者研修

- 講習日時** 令和2年3月3日(火)
 - 講習場所** 和歌山県建設会館3F会議室
 - 講習時間** 13:00～17:00
 - 受講料** 7,070円(テキスト代を含む)
 - 申込方法** 申込書に受講料を添えて持参、または現金書留で郵送
 - 申込期間** 令和2年2月3日(月)から、定員になり次第締切り
- 詳しくは、下記までお問合せください。

■お問合せ・お申込み 建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 ☎073-436-1327 FAX073-426-3987



まなぼう災! 防災センター通信 Vol.5

電気もガスも使えなくなったら… 『かまどベンチ』を紹介します!

突然の停電で電気が使えなくなり、さらにガスも使えなくなった場合、たちまち煮炊きに不便を感じるようになります。

防災センターの『かまどベンチ』は普段はベンチの姿をしていますが、カバー(椅子部分)を外せば、中から“かまど”が現れ、薪(まき)や枝・木片等を燃料として炊き出しができる設備です。

防災センターでは、災害時にかまどベンチを活用し、炊き出し等を行います。



■お問合せ 防災センター ☎24-9280

つたえよう 農の大切 子や孫へ——

第14回 日高川町 農業祭

日時 令和2年2月9日(日) 9:00～

場所 川辺西小学校体育館
日高川町農村環境改善センター

- 農林産物品評会出品物展示 9:20～14:00
- 農林産物びっくりコンテスト出品物展示 9:20～14:00
[予約販売]9:20～ [引き換え]14:00～15:00
- 農林産物表彰式典 13:00～
- 美山太鼓 オープニング 9:00～
- 健康コーナー、体験コーナー、各種展示コーナー 9:00～15:00
- 農業用機械・資材の展示販売 9:00～15:00
- 各種相談会 9:00～15:00
- 参加型イベント「栄光の架箸」 10:00～
- 木質エネルギーコーナー 10:00～
- ステージ「和歌山県住みます芸人 わんだーらんど」 11:30～ 15:00～
- もちまき 15:30～
- 焼いも・フライドポテト、焼鳥等の販売コーナーもあります。

■主催 日高川町農業振興協議会 / ■共催 日高振興局・紀州農業協同組合・日高川町 / ■お問合せ 農業振興課 ☎22-2048

日高地方の魅力を再発見! 時事観光セミナー

開催日 令和2年3月2日(月) 14:00～
会場 日高振興局 別館2階 大会議室
定員 40名(先着順)

参加費 無料

内容 ●「観光資源を見つけ、育て、人を呼ぶ。グルメ開発と観光体験の事例紹介セミナー」14:00～15:00
●質疑応答 15:00～15:30

講師 株式会社リフルートライフスタイル じゃらん 杉岡 亮汰氏
申込方法 団体名(個人の場合不要)、電話番号、住所、参加者氏名を記載のうえ主催者へFAX(24-3312)

主催 日高広域観光振興協議会(日高振興局 企画産業課内)

■お問合せ 日高広域観光振興協議会(日高振興局 企画産業課内) ☎24-2911 FAX 24-3312

売れるグルメや体験型観光をどう開発したらよいか。

この課題を解決するため、観光客に支持される観光地開発のエッセンスとは何なのかを旅行専門誌「じゃらん」編集者が豊富な成功事例を基にして解説するセミナーを開催します。

Instagram
ユーザー名:hidakasanpoで検索
日高地方の観光情報を発信しています。

日高地方の観光総合サイトでは、観光スポット、お食事、体験、モデルコースなど600件以上の情報を掲載しています。



『法定相続情報証明制度』をご存じですか?

相続手続の簡素化を目的とした制度をご存じでしょうか。この制度は、戸籍等の書類を添付した申出に対して、法務局の登記官が法定相続人が誰であるかを確認し、証明書を無料で交付するものです。相続登記のほか、金融機関の預貯金の払い戻し等、相続手続全般で利用することが出来ます。詳しい内容についてはお問合せください。



■お問合せ 和歌山地方法務局登記部門 ☎073-422-5131